

法務省民二第62号
平成27年1月21日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿
(富山及び福島以外は、参考送付)

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について(依命通知)

標記については、平成26年12月25日付け法務省民二第852号法務省民事局長通達(以下「本通達」という。)において、本通達の別紙の3及び8については平成27年2月23日以降の登記所ごとに別に定める日から実施することとされたところですが、当該登記所ごとに別に定める日(本年2月分)については、下記のとおりとされましたので、通知します。

記

- 1 平成27年2月24日(火)
富山地方法務局 魚津支局
福島地方法務局 相馬支局
同 白河支局
同 若松支局
同 二本松出張所
- 2 平成27年2月25日(水)
富山地方法務局 高岡支局
同 砺波支局
福島地方法務局 いわき支局
同 田島出張所



同 富岡出張所

3 平成27年2月26日(木)

富山地方法務局

福島地方法務局

同 郡山支局